

第6回東京都財産価格審議会（会議要旨）

1 日 時 令和3年11月4日（木） 午後1時21分～午後1時57分

2 場 所 東京都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

3 出席委員 会長 稲野 遼 俊
委員 五反田 豊 委員 井出 多加子
委員 松村 龍彦 委員 藤本 則子
委員 角田 綾子 委員 五十嵐 律
委員 辻谷 久雄

4 議 案 第9号 土地の買収価格の評定について

5 議事要旨

第9号議案について

提案局からの概要説明後、委員による審議を行い、原案どおり評定した。

（主な審議内容）

委 員 残地について、大きな面積のものから小さな面積のものまで評価が出ているが、例えば明細図の2の18の土地、1と2に分け、1が買収の対象で、2については残地として評価をしている。

明細図を見ると、地形がさほど悪くもなく、残地で単独利用できる面積の地形であるように見受けられるが、例えば向かい側にある19の土地、18の向かいに19の土地があり、この土地についても買収の対象のほかに残地があるようだが、評価表の中には残地の評価はないので、残地買収の対象外との判断をしているのか。残地として評価をする際の判断の根拠を示して欲しい。

説明員 原則として都市計画線外の残地については取得せず、残地補償により対応している。ただし、狭小で不整形のため土地活用の見込みがない場合や権利者の生活の再建のためにも残地取得せざるを得ないと判断した場合、その他、道路整備上、都市計画線外の土地取得が必要になった場合等は取得する場合もある。現在道路設計をしているところであり、指摘のあった18の土地については、隣地と連坦して高低差解消のために用地を取得する可能性もあることから、付議案件の対象としている。

以上